

里山ウォーキングクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、里山ウォーキングクラブ（以下「会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会は、首都圏の低山ハイキング・里山ウォーキング・オアシスウォーク（以下総称を「イベント」という。）愛好者を対象として、会員の健康増進と交流及び里山の自然環境保全に貢献することを目的とする。

(所属)

第3条 この会は、NPO法人里山協会の1事業として運営する。

(事務所)

第4条 主たる事務所は会長宅におく。

第2章 会員

(入会)

第5条 会規約規定を承諾し、定められた入会金等を納め、所定の手続きをとり、入会することができる。ただし、5kmの平坦地を1時間以内に歩ける者に限る。また、会員同士の和を乱すと思われる人は入会をお断りすることがある。

(退会)

第6条 退会者は、会長に退会届を提出する。また、1年を超えて会費を納めない会員は退会となる。

(除名)

第7条 会員が会の規約、規定に違反する行為をしたとき、また、この会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたときは、幹事会の議決により、除名することができる。

(自己責任と保険)

第8条 当会は同好会で、会運営はボランティアである。イベント参加時の事故、怪我、遭難等は全て自己責任である。

会員は、会の指定する傷害等保険に加入しなければならない。

第3章 会費等

(入会金)

第9条 会員は入会時に入会金 1,000 円を支払わなければならない。

(会費)

第10条 会員の会費は下記のとおりとする。

種類	月会費	内容
ネット会員	500 円	インターネットにより、広報・お知らせ等を受信でき、参加申込等ができる会員
FAX会員	800 円	FAXにより、広報・お知らせ等を受信し、FAXにて参加申込等をする会員
郵送会員	1,000 円	書面郵送により、広報・お知らせ等を受取り、電話にて参加申込等をする会員

(会計年

第11条

度)

会計年度

は毎年4月1日から3月末日の年払いとし、年度途中入会の場合は、入会月の翌月分より月割とする。

(イベント参加費)

第12条 ハイキング・里山ウォーキング・オアシスウォーク、その他イベントの会員参加費は400円/1日以上とする。会員外参加費は600円/1日以上とする。
ただし、交通費及び宿泊代等は、原則自己負担とする。

(会費等の返還)

第13条 一度収められた会費等は、原則として返還しない。

第4章 幹事等

(幹事)

第14条 この会は次の幹事をおく。

会長	1名	会長はこの会を代表する。
ハイキング部長	1名	ハイキングイベントを統括する。
里山部長	1名	里山イベントを統括する。
オアシスウォーク部長	1名	オアシスウォークイベントを統括する。
広報部長	1名	会員募集広報を統括する。
総務部長	1名	上記に属さない事務を統括する。

(幹事の選出)

- 第15条 会長は、NPO法人里山協会が指名する。
幹事は、会員の中より、会長が指名する。

(リーダー)

- 第16条 会員の中より、会長の指名によって、会員数に応じ、イベントの企画、実地等を行うリーダーをおく。

(幹事会)

- 第17条 幹事会は、会の執行機関で、幹事及びリーダーにより構成され、必要に応じ、会長が召集する。議決を要する議案については、出席者の過半数の賛成をもって決する。

第5章 雑則

(規約変更等)

- 第18条 本規約の改定は、幹事会の議決により変更することができる。ただし、NPO法人里山協会の承認を要する。

(規定)

- 第19条 本規約の実施につき、必要な事項は規定で定める。
規定の決定、変更及び廃止は、幹事会の議決による。

附則

- 第1条 本規約は、平成25年5月26日に、里山ウォーキングクラブ設立幹事会にて、議決した。
- 第2条 平成26年9月3日開催の幹事会の議決により、第8条を追加した。
- 第3条 平成26年12月20日開催の幹事会議決により8条、11条、16条、17条の一部を追加変更した。